別表六の二（十五）付表　記載要領

1　この表は、連結法人が租税特別措置法第68条の15の３第２項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　(8)」の欄は、法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）の規定の適用を受ける場合（法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限る。）において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、当該経理した金額を記載すること。

別表六の二（十五）付表　機械等の取得価額に関する明細書

連結事業年度	・　・ ・　・	法人名	

適用対象年度において取得等をした生産等資産のうち当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額	1	円	

事業種目		2						
資産区分	設備の種類	3						
	機械等の名称	4						
	取得年月日	5	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
	事業の用に供した年月日	6	平・・	平・・	平・・	平・・	平・・	
取得価額	取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円	
	法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額	8						
	差引改定取得価額 (7)－(8)	9						
機械等の概要								

（用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４）